

キャッチコピー「ご縁も、美肌も、しまねから。」ロゴマーク使用要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人島根県観光連盟（以下、「連盟」という。）以外が、キャッチコピー「ご縁も、美肌も、しまねから。」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、公益社団法人島根県観光連盟会長（以下、「会長」という。）に属する。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、別添『キャッチコピー「ご縁も、美肌も、しまねから。」ロゴマークデザイン使用マニュアル』を了知したうえ、使用申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添えて、あらかじめ会長に申請しなければならない。ただし、連盟が行う補助事業において旅行会社が使用する場合は、申請不要とする。また、覚書に基づいて島根県商工労働部観光振興課が使用する場合には、連盟への申請は不要とする。

- (1) 申請者の概要がわかる資料
- (2) ロゴマークの使用内容（デザイン）がわかる企画書等
- (3) その他、会長が必要と認める書類

(使用の基準)

第4条 会長は、前条に規定する使用申請書を受理した場合は、その内容を確認し、当該使用が連盟の目的に合致した県内外への情報発信や気運醸成等に寄与すると認めるときは、使用を承認する書面（様式第1号）を申請者へ送付する。

2 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は使用を認めない。

- (1) 連盟の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) その他、会長が不適當と認めた場合

(使用の条件)

第5条 会長は、必要があると認める場合には、ロゴマークの使用方法その他について、条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用申請書に記載された内容のみに使用すること。
- (2) ロゴマークの一部のみを使用したり、又は変形させたり、他の図形や文字と重ねた

り、レイアウト変更して使用しないこと。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(3) ロゴマークを使用した場合には、使用実績（パンフレット等の成果品）を速やかに会長に提出すること。

(4) 商品パッケージ等に使用する場合、美肌効果が期待できると誤認させるような表示を行わないこと。また、製造物に対する責任所在を明らかにする表示をすること。

(使用承認の取り消し)

第7条 ロゴマークを正しい使用条件に従って使用していない場合は、会長はロゴマークの使用を取り消すことができる。

2 使用者が前項の規定により使用を取消されたことによって損失を被ることがあっても会長はその補償の責めを負わない。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(経費等の負担)

第9条 会長は、この要領によりロゴマークを使用した者に対し、その使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第10条 会長は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第11条 会長は、ロゴマークの利用促進を図る観点から、ロゴマークの使用状況等に関する情報を公開することができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年11月10日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年7月29日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年6月5日から適用する。